

★ 広島県港湾特別整備事業特別会計に属する普通財産の貸付け及び譲渡に係る広島県公有財産管理規則の特例に関する規則の一部を改正する規則（規則第五十四号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

広島県公有財産管理規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

二 施行期日

令和四年十月六日